

# 坂井市建築物耐震改修促進計画

令和 3 年 3 月

坂 井 市



# 坂井市建築物耐震改修促進計画 目次

## はじめに

- (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性 ----- 1
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正 ----- 1
- (3) 「坂井市建築物耐震改修促進計画」の位置付け ----- 6

## 第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

- (1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況 ----- 7
- (2) 耐震化の現状 ----- 7
- (3) 耐震化の目標設定 ----- 13
- (4) 市有建築物の耐震化の現状と目標設定 ----- 15

## 第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

- (1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針 ----- 16
- (2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策 ----- 16
- (3) 安心して耐震診断および耐震改修を行うことができる環境整備 ----- 16
- (4) 地震時の総合的な安全対策 ----- 16
- (5) 地震時に通行を確保すべき道路 ----- 17
- (6) 優先的に着手すべき建築物の設定 ----- 17

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

- (1) 想定地震における震度分布の予測 ----- 18
- (2) 相談体制の整備・情報の充実 ----- 18
- (3) パンフレット等の作成とその活用 ----- 18
- (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導 ----- 19
- (5) 町内会等との連携 ----- 19
- (6) 耐震出張説明の実施 ----- 19
- (7) 耐震改修に対する税の特例措置の周知 ----- 19
- (8) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ ----- 19

## 第4章 その他耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

- (1) 市町が定める耐震改修促進計画 ----- 20
- (2) 計画の検証 ----- 20

- 参考資料 ----- 21

## はじめに

### (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの方の尊い命が奪われましたが、そのうち約9割の方は家屋、家具等の倒壊による圧迫死であったと言われていました。この時に大きな被害を受けた住宅・建築物の多くは、昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる新耐震基準<sup>※</sup>に適合していない住宅・建築物でした。

近年、我が国では東日本大震災のほか、新潟県中越地震・中越沖地震や福岡県西方沖地震等の大地震が頻発しており、福井県近辺においても平成19年3月25日に直下型の能登半島地震が発生し震度6強(マグニチュード6.9)を記録するなど、大地震がどこで発生してもおかしくない状況にあります。さらに、東海地震<sup>※</sup>、南海・東南海地震<sup>※</sup>および首都直下地震<sup>※</sup>はいつ発生してもおかしくないと言われてしています。

このような経緯から、平成17年9月に国の中央防災会議<sup>※</sup>で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修<sup>※</sup>は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられ、今日まで耐震化を促進してきましたが、その成果は芳しくありません。

坂井市に関しては、「坂井市地域防災計画<sup>※</sup>」において、昭和23年の直下型の福井地震(マグニチュード7.1)と同規模の地震が起こった場合、甚大な人的・建物被害が発生するものと予測されています。今後、地震による死者数および経済被害を最小限に止めるために、早急に建築物の耐震化を進め、地震被害に強い都市づくりを推進する必要があります。

### (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律<sup>※</sup>」の改正

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)が制定されましたが、十分に耐震化が進みませんでした。

そこで、中央防災会議(平成17年3月)や地震防災推進会議<sup>※</sup>(平成17年6月)の提言を踏まえ、平成18年に耐震改修促進法が改正施行されました。この改正により、「建築物の耐震診断<sup>※</sup>及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針<sup>※</sup>」が示され、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、市町村には策定の努力義務が課せられました。

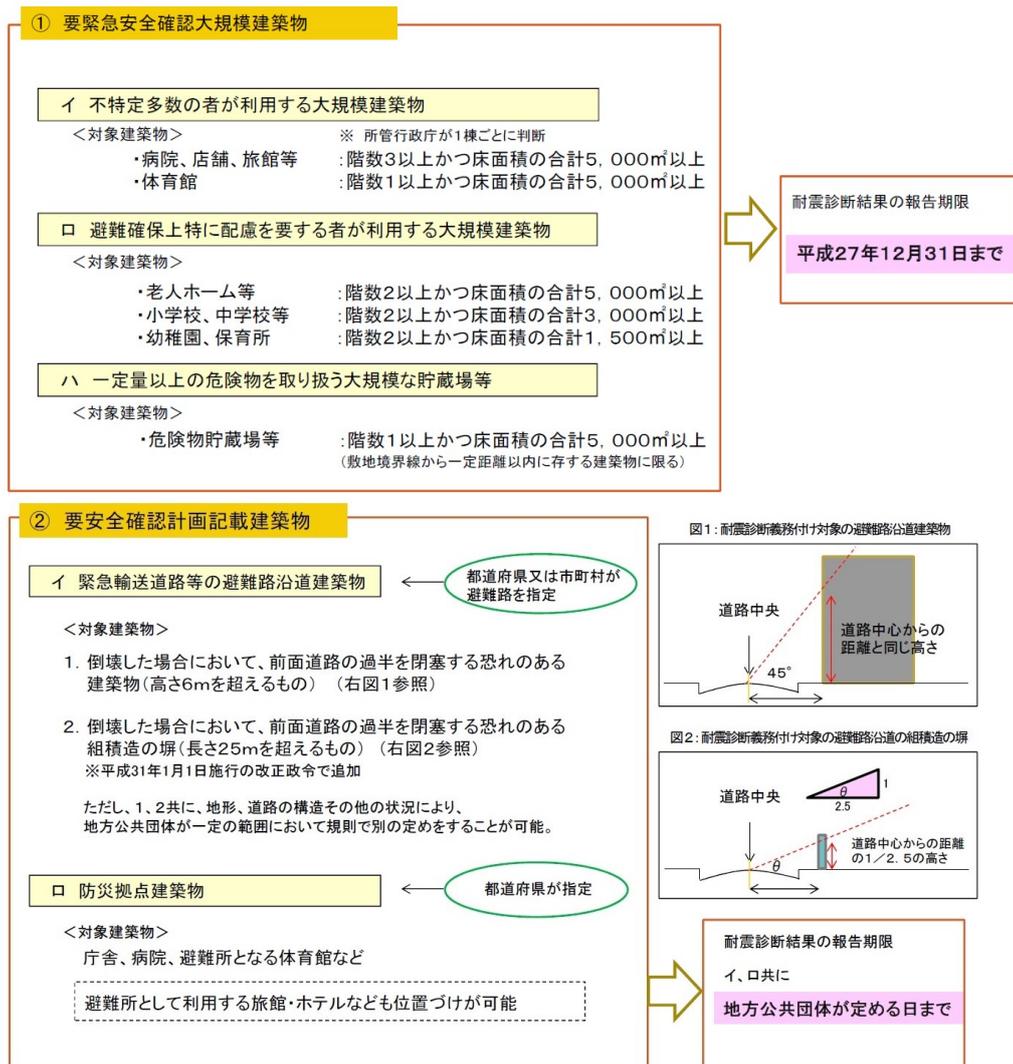
平成25年5月に耐震化をより促進するため、耐震改修促進法の改正が行われ、平成25年11月から施行されました。前回に引き続き国の基本的な方針が示されています。

この改正では、全ての既存耐震不適格建築物において耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や避難路<sup>※</sup>沿道の建築物については、県や市町が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されました。さらに、不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の大規模建築物には、平成27年12月31日までに耐震診断を実施し所管行政庁へ診断結果を報告することが義務付けられました。

また、平成 18 年に改正施行された耐震改修促進法では、以下のようなことが規定されています。

- ① 国民に建築物の安全性を確保する努力義務があり、特に多数の者が利用する建築物等の所有者は耐震診断・改修に努力する必要があること
- ② 国土交通大臣が基本方針を策定し、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定することで計画的に耐震化を促進すること
- ③ 優先的に耐震化を促進すべき建築物に対して、所管行政庁による指導、助言、指示等を実施し、指示に従わない場合は公表すること
- ④ 所有者が耐震改修計画を申請し、認定された耐震改修工事については、耐震関係規定以外の不適格事項があっても適用しない特例を設けること
- ⑤ 耐震改修支援センター※による債務保証、情報提供等を実施すること

更に、平成 25 年に再び法改正が行われ、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物等のうち、一定規模以上のもの（要緊急安全確認大規模建築物）については、平成 27 年以内に耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられました。また、県や市が指定する防災拠点建築物や緊急輸送道路※等の避難路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物）については、県又は市計画で定める日までに耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられました。



### ①要緊急安全確認大規模建築物

既存耐震不適格建築物のうち、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定める以下の建築物を、耐震改修促進法の附則第3条において「要緊急安全確認大規模建築物」として定めています。要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、当該建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、平成27年12月31日までに所管行政庁である県に報告しなければならないこととなっています。

坂井市における当該建築物は4件となっており、全てにおいて耐震化が完了しています。

#### 要緊急安全確認大規模建築物（要安全確認計画記載建築物を除く。）

##### (a) 耐震改修促進法附則第3条第1項第1号

病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物のうち、P5記載の「耐震診断義務付け対象建築物の要件」に該当するもの

\*坂井市における当該建築物は2件（三国体育館、丸岡支所庁舎）

##### (b) 耐震改修促進法附則第3条第1項第2号

小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物のうち、P5記載の「耐震診断義務付け対象建築物の要件」に該当するもの

\*坂井市における当該建築物は2件（三国中学校屋内運動場、丸岡中学校管理・特別教棟及び普通教室棟）

##### (c) 耐震改修促進法附則第3条第1項第3号

火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する既存耐震不適格建築物のうち、P5記載の「耐震診断義務付け対象建築物の要件」に該当するもの

\*坂井市における当該建築物は無し

## ②要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条において、以下に該当する建築物を「要安全確認計画記載建築物」と定め、その所有者は「福井県建築物耐震改修促進計画」又は「坂井市建築物耐震改修促進計画」に定められた期限までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁である県に報告しなければならないこととなっています。

坂井市における当該建築物はありません。

### 要安全確認計画記載建築物

(a) 耐震改修促進法第7条第1号  
病院、官公庁その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要であって、都道府県耐震改修促進計画に記載された既存耐震不適格建築物  
\*福井県における該当建築物は無し

(b) 耐震改修促進法第7条第2号  
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通貨道路\*等に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を超える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物\*  
\*福井県における該当建築物は無し

(c) 耐震改修促進法第7条第3号  
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通貨道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物  
\*坂井市における該当建築物は無し

【別表】耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
多数者が利用する建築物	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
		上記以外の学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下事務所		
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物関係特定建築物	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
緊急輸送道路沿道特定建築物	避難路沿道建築物	都道府県又は市町村耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）※一定規模を超えるブロック塀等も含む	要安全確認計画 都道府県又は市町村耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）※一定規模を超えるブロック塀等も含む
多数者が利用する建築物	防災拠点である建築物		都道府県耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

### (3) 「坂井市建築物耐震改修促進計画」の位置付け

「坂井市建築物耐震改修促進計画」は、大規模地震の発生による人的および経済的被害の軽減を目的として、耐震改修促進法に基づき、市内における住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を促進するために策定するものです。

福井県では、耐震改修促進法に基づき、国の方針を踏まえて平成18年12月に「福井県建築物耐震改修促進計画」を策定すると共に、法改正を踏まえながら現在次期計画を策定しています。また、適宜修正を行っている「福井県地域防災計画（震災対策編）」において、震災時の被害の発生を防止するため、地震に対する建築物の安全性の確保を目的として建築物の耐震化の対策を定めています。

大地震発生の可能性が高まり地震対策の重要性が増す中、坂井市においても平成20年3月に「坂井市建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内の住宅・建築物の耐震化を推進してきましたが、その成果は思わしくありません。そのため、次期計画となる本計画を策定し、法改正の内容も踏まえながら、更に地震災害に強いまちづくりを目指していきます。

本計画の策定に当たっては、市内の住宅・建築物の耐震化の現状を分析し、現状に応じた耐震診断・改修に係る施策を計画的に進めるためのあり方を検討しました。

また、国の基本方針や福井県の計画との整合を図るとともに、「坂井市地域防災計画」などの、本市の既往の防災に係る計画を踏まえたものとします。

本計画の期限は令和7年度までとします。

## 第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

### (1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

被害想定については、福井県が平成8年3月に公表した「福井県地震被害予測調査報告書」の予測値を採用することとしました。

想定対象とした地震は、福井地震（嶺北；1948年福井地震の再来を想定）と敦賀断層による地震（嶺南；活断層を考慮）の2つのうち、坂井市の被害規模が大きい福井地震としました。

被害区分		想定被害		
		福井県		坂井市
人的被害	死者数	冬季（17時～18時）	4,286人	685人
		春秋（15時～16時）	3,785人	589人
	負傷者数	冬季（17時～18時）	25,110人	5,569人
		春秋（15時～16時）	22,809人	5,009人
建物被害	大破数 ・倒壊する建物数 ・現状のまま住めない建物数	木造建築物（積雪あり）	133,937棟	26,397棟
		木造建築物（積雪なし）	77,306棟	14,343棟
	中破数 ・かなりの修復が必要な建物数	木造建築物（積雪あり）	65,733棟	6,296棟
		木造建築物（積雪なし）	62,329棟	7,523棟

（資料：福井県地震被害予測結果（第2次報告、平成8年3月））

### (2) 耐震化の現状

阪神・淡路大震災においては、新耐震基準で建築されたものは被害が少なく、旧耐震基準で建築されたものは甚大な被害を受けました。

このことを受けて、本計画では新耐震基準で建築されたものは耐震性があるものと捉えます。また、旧耐震基準で建築されたものについては基本的に耐震性がないものと捉えますが、これまでの耐震診断の実施結果に基づく国の耐震化率に準じて耐震性を有するものと推計される棟数を考慮に入れて耐震化率の現状を算出します。

#### ① 住宅

総務省統計局が5年毎に集計・公表している「住宅・土地統計調査」に基づき、平成25年から平成30年までの住宅戸数の推移から、令和7年度までの坂井市内における住宅戸数および耐震化率の現状を推計しています。（「住宅・土地統計調査」は5年毎に集計・公表しているものであるため、昭和55年以前の住宅は旧耐震基準によるもの、昭和56年以降の住宅を新耐震基準によるものとして取り扱います。）

平成30年度においては、人が居住している住宅約29,420戸のうち、耐震性を有する住宅は約24,994戸で耐震化率は85%と推計されます。

また、令和7年度においては、旧耐震基準で建築された住宅の建替えが進むことなどにより、人が居住している住宅29,294戸のうち、耐震性を有する住宅は約26,071戸で耐震化率は89.0%になるものと推計されます。

●住宅の耐震化の現状

(単位:戸)

区分	人が居住している住宅数 ①	昭和55年以前の住宅数 ②	昭和56年以降の住宅数 ④	耐震性を有する住宅数 ⑥[③+⑤]	耐震化率 (%) [⑥÷①]
		耐震性有③※	耐震性有⑤		
平成30年度 (推計)	29,420	7,796	21,624	24,994	85.0%
		3,370	21,624		
令和2年度 (推計)	29,431	7,270	22,161	25,337	86.1%
		3,176	22,161		
令和7年度 (推計)	29,294	5,884	23,409	26,071	89.0%
		2,662	23,409		

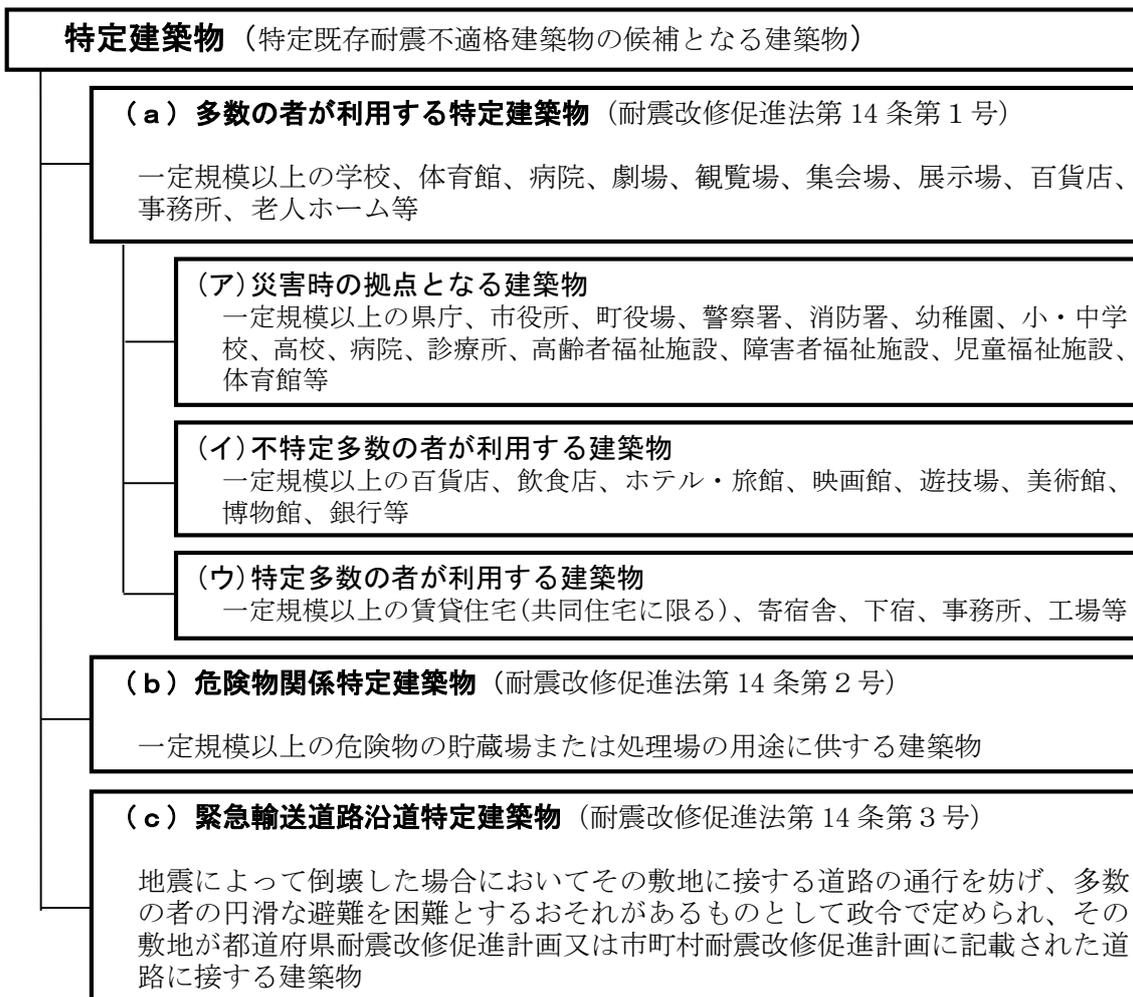
注:「住宅・土地統計調査報告」(総務省統計局)データから作成

※国の耐震化率の算出方法より「戸建て住宅 33.5%、共同住宅 70.6%は耐震性あり」として推計 (P29 参考資料 4 参照)

② 特定建築物

特定建築物とは、耐震改修促進法第 14 条に規定されている「地震発生時に被害を受け倒壊または使用ができない状態になった場合、人的および経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物」です。そのうち、耐震性が不十分であるものを「特定既存耐震不適格建築物」といいます。

本計画では、耐震改修促進法を踏まえ、特定建築物を以下のように分類・整理していきます。



(a) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物」は以下のように3種類に分類されます。

(ア) 災害時の拠点となる建築物

地震発生時に円滑な避難や早期の災害復旧を行なうために、災害時の情報の収集・伝達や避難誘導等の拠点となる庁舎、被災者を一時的に収容する病院や学校などです。災害時要援護者\*が利用している福祉施設も含まれます。

(イ) 不特定多数の者が利用する建築物

百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、美術館、博物館などです。建築物の利用者が不特定多数のため、避難時に混乱を生じやすく、地震発生時の円滑な避難の確保が重要です。

(ウ) 特定多数の者が利用する建築物

賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、事務所、工場などです。多数の利用者がいるため、地震発生時の避難の確保が重要です。

特定建築物の対象となる用途毎の規模要件は以下の表のとおりです。

●表 多数の者が利用する特定建築物の一覧

用 途	規 模 要 件
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
上記以外の学校	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
卸売市場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
事務所	
博物館、美術館、図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	
車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	
自動車庫その他の自動車または自転車の停車または駐車のための施設	
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
体育館等（一般公共の用に供するもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上

多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況は以下の表のとおりです。総棟数は237棟あり、新耐震基準により建てられた建築物は146棟あり、旧耐震基準により建てられた建築物91棟あります。耐震性有棟数は225棟であり、耐震化率は94.9%です。

公共建築物の耐震化率は97.2%であり、民間建築物の耐震化率91.5%と比べて耐震化率が高くなっています。

また、「(ア)災害時の拠点となる建築物」「(イ)不特定多数の者が利用する建築物」「(ウ)特定多数の者が利用する建築物」の分類でみると、「(ア)災害時の拠点となる建築物」の耐震化率が高くなっています。

●多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況（令和2年度時点）

（単位：棟）

多数の者が利用する 特定建築物	建築物の 総棟数  A = ①+②	新耐震基 準により 建築され た建築物 の棟数  ①	旧耐震基準により建築された建築物の棟数					耐震性を 有すると 推計され る建築物 棟数  ⑥	耐震性有 棟数  C = ①+③+ ⑤+⑥	耐震化率  C / A	
			②	耐震診断実施棟数			⑤				
				B = ③+④	耐震性有 ③	耐震性無 ④					
(ア) 災害時の 拠点とな る建築物	公共建築物	108	47	61	59	5	54	54	1	107	99.1%
	福井県	17	6	11	11	3	8	8	0	17	100.0%
	坂井市	91	41	50	48	2	46	46	1	90	98.9%
	民間建築物	14	14	0	0	0	0	0	0	14	100.0%
	計	122	61	61	59	5	54	54	1	121	99.2%
(イ) 不特定多 数の者が 利用する 建築物	公共建築物	7	6	1	1	1	0	0	0	7	100.0%
	福井県	3	3	0	0	0	0	0	0	3	100.0%
	坂井市	4	3	1	1	1	0	0	0	4	100.0%
	民間建築物	40	32	8	1	0	1	0	4	36	90.0%
	計	47	38	9	2	1	1	0	4	43	91.5%
(ウ) 特定多数 の者が利 用する建 築物	公共建築物	28	15	13	9	1	8	5	4	25	89.3%
	福井県	3	2	1	1	1	0	0	0	3	100.0%
	坂井市	25	13	12	8	0	8	5	4	22	88.0%
	民間建築物	40	32	8	1	0	1	0	4	36	90.0%
	計	68	47	21	10	1	9	5	8	61	89.7%
合計	公共建築物	143	68	75	69	7	62	59	5	139	97.2%
	福井県	23	11	12	12	4	8	8	0	23	100.0%
	坂井市	120	57	63	57	3	54	51	5	116	96.7%
	民間建築物	94	78	16	2	0	2	0	8	86	91.5%
	計	237	146	91	71	7	64	59	13	225	94.9%

※⑥：国の耐震化率の算出方法より推計（P29 参考資料4 参照）

(b) 危険物関係特定建築物の耐震化の現状

「危険物関係特定建築物」とは、一定数量以上の危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物で、対象となる数量要件は以下の表のとおりです。

●危険物関係特定建築物の一覧

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他の火薬を慣用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10 t 以上 5 t 以上 50 万個以上 500 万個以上 5 万個以上 500 km以上 2 t 以上 10 t 以上 5 t 以上
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量以上
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 以上 可燃性液体類 20 m <sup>3</sup> 以上
④マッチ	300 マッチトン（※）以上
⑤燃性のガス（⑦及び⑧を除く。）	2 万 m <sup>3</sup> 以上
⑥圧縮ガス	20 万 m <sup>3</sup> 以上
⑦液化ガス	2,000 t 以上
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20 t 以上 劇物 200 t 以上

（※）マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56 X 36 X 17mm）で、7,200 個、約 120g

また、危険物関係特定建築物の耐震化の状況は以下の表のとおりです。総棟数は 136 棟あり、新耐震基準により建てられた建築物は 114 棟あり、旧耐震基準により建てられた建築物 22 棟あります。耐震性有棟数は 125 棟であり、耐震化率は 91.9%です。

●危険物関係特定建築物の耐震化の状況（令和2年度時点）

（単位：棟）

建築物の 総棟数	新耐震基準により 建築された建築物 の棟数	旧耐震基準により建築された建築物の棟数					耐震性を 有すると 推計される 建築物 棟数	耐震性有 棟数	耐震化率
		耐震診断実施棟数	耐震性有	耐震性無	耐震改修 実施棟数	C = ①+③+ ⑤+⑥			
A = ①+②	①	②	B = ③+④	③	④	⑤	⑥	C = ①+③+ ⑤+⑥	C / A
136	114	22	2	1	1	1	9	125	91.9%

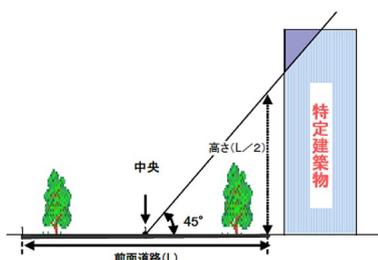
※⑥：国の耐震化率の算出方法より推計（P29 参考資料 4 参照）

(c) 緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化の現状

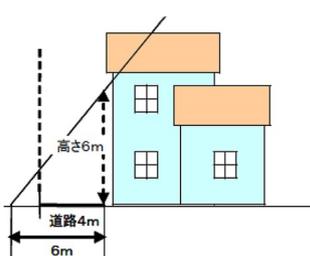
「緊急輸送道路沿道特定建築物」とは、地震によって倒壊した場合において敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあり、その敷地が「都道府県又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路」に接する建築物のことで、以下の図のとおりです。

●道路を閉塞するおそれのある緊急輸送道路沿道特定建築物のイメージ図

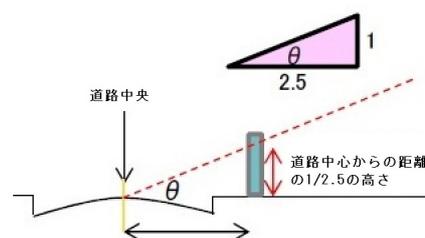
①前面道路幅員が12mを超える場合、幅員の1/2倍の高さをこえる建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合、6mの高さをこえる建築物



③前面道路に面する部分の長さが25mを超えかつ、道路中心からの距離の1/2.5倍の高さをこえるブロック塀等



また、対象になる道路として、県計画では「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」(P30 参考資料5) に定められた道路のうち国道8号線、27号線、158号線、161号線、高速道路を対象としています。また、本計画では、「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められた道路のうち第一次緊急輸送道路を対象にすることとします。

上記に記載する道路においては、道路を閉鎖する恐れのある通行障害既存耐震不適格建築物が27棟(県道三国丸岡停車場線11棟、県道坂井金津線2棟、国道305号線12棟、主要地方道芦原丸岡線2棟、主要地方道三国春江線は該当なし、主要地方道丸岡川西線は該当なし)あります。

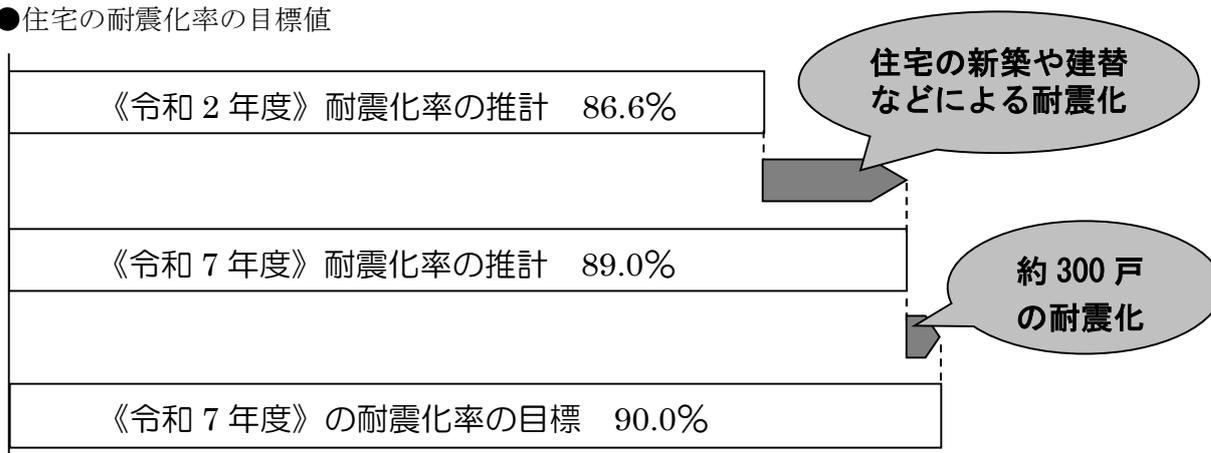
### (3) 耐震化の目標設定

#### ① 住宅

耐震性を有する住宅の割合は平成 30 年度の推計値が 85%であり、住宅土地統計調査による平成 25 年から 30 年までの住宅の新築・建替の動向が同様に推移していくものと考え、令和 2 年度には 86.1%になると推計されます。

耐震化の目標としては、県の基本方針を踏まえ、旧耐震基準により建築された住宅について約 300 戸の耐震化を促進することによって、令和 7 年度の耐震性を有する住宅の割合を 90.0%とすることを目指します。

#### ●住宅の耐震化率の目標値



#### ② 多数の者が利用する特定建築物

大規模地震が発生した際、人的および経済被害を軽減するため、特定建築物の耐震化を図ることが重要です。中でも多くの人命が失われる危険性のある多数の者が利用する特定建築物については、県の基本方針として耐震化率を令和 7 年度に 95%とすることを目標にしています。

坂井市においては、耐震化の現状を踏まえて、県有建築物 100%、市有建築物 90%以上、民間建築物は現状維持を目標とし、その結果として全体で 96.1%の耐震化を目指します。

特に、情報の収集・伝達、避難誘導等の拠点となる庁舎や公民館、被災者を一時収容する病院や拠点避難施設として指定されている学校はもとより、災害時要援護者が利用する社会福祉施設などの災害時の拠点となる建築物の耐震化は最も重要となります。特に、市有建築物は国および県との情報収集・伝達・指示において基幹的な役割を果たす建築物となるため、優先的に耐震化を図ります。

民間建築物については、現状として耐震診断が未実施の建築物が多いため、まずは建築物の耐震性の有無を確認し、その結果を踏まえて早急に対策を講じることが必要になります。

本市では「福井県建築物耐震改修促進計画」を踏まえて、建築物の所有者や管理者に耐震診断を実施するよう働きかけてきました。しかし、未だ耐震診断を行っていない建築物も残っているため、今後とも県と連携して民間建築物の所有者等への指導・助言を行っていきます。

●多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の目標値

(単位：棟)

多数の者が利用する 特定建築物		R2年度 耐震化率 の推計	R7年度 耐震化率 の目標
(ア) 災害時の 拠点となる 建築物	公共建築物	99.1%	100.0%
	福井県	100.0%	100.0%
	坂井市	98.9%	100.0%
	民間建築物	100.0%	100.0%
	計	99.2%	100.0%
(イ) 不特定多 数の者が 利用する 建築物	公共建築物	100.0%	100.0%
	福井県	100.0%	100.0%
	坂井市	100.0%	100.0%
	民間建築物	90.0%	90.0%
	計	91.5%	91.5%
(ウ) 特定多数 の者が利 用する建 築物	公共建築物	89.3%	95.7%
	福井県	100.0%	100.0%
	坂井市	88.0%	95.0%
	民間建築物	90.0%	90.0%
	計	89.7%	92.1%
合計	公共建築物	97.2%	99.3%
	福井県	100.0%	100.0%
	坂井市	96.7%	99.1%
	民間建築物	91.5%	91.5%
	計	94.9%	96.1%

#### (4) 市有建築物の耐震化の現状と目標設定

##### ① 耐震化の現状

耐震改修促進法では、人的および経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物を、耐震化を図るべき特定建築物の対象としていますが、市有建築物の中にはそれらの規模に満たないものでも大規模地震時に重要な役割を果たす建築物があります。

市有建築物の総棟数は291棟あり、新耐震基準により建てられた建築物は176棟あり、旧耐震基準により建てられた建築物115棟あります。耐震性有棟数は274棟であり、耐震化率は94.2%です。

##### ② 耐震化の目標設定

「(ア)災害時の拠点となる建築物」「(イ)不特定多数の者が利用する建築物」「(ウ)特定多数の者が利用する建築物」の分類でみると、「(ア)災害時の拠点となる建築物」の耐震化率が高くなっています。

大規模地震時の人的および経済的被害を軽減するため、災害時に重要な役割を果たす市有建築物や多数の市民が利用する市有建築物の耐震化を図ることが重要です。

また、民間建築物への耐震化を先導し、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の目標96.1%を達成するためにも、市有建築物の耐震化を進める必要があります。

計画的に耐震化を図っていくためには、分類毎に耐震化の目標を設定する必要がありますが、現段階においては具体的な方針が定まっていないため、目標の設定に当たっては、全体として令和7年度の耐震化率を95.0%とすることを目指します。

なお、耐震化の現状に加えて今後の改修・改築予定を考慮しながら、行政改革による建築物の統廃合や、少子化・人口減少などの社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態・活用方法を見直し、実態に即した建築物の耐震化を目指します。

#### ●市有建築物の耐震化の現状と目標

(単位：棟)

市有建築物	建築物の 総棟数  A = ①+②	新耐震基準により 建築された建築物 の棟数  ①	旧耐震基準により建築された建築物の棟数					耐震性を 有すると 推計される 建築物 棟数  ⑥	耐震性有 棟数  C = ①+③+ ⑤+⑥	R2年度 耐震化率  C / A	R7年度 耐震化率 の目標
			②	耐震診断実施棟数			耐震改修 実施棟数  ⑤				
				B = ③+④	耐震性有  ③	耐震性無  ④					
(ア) 災害時の拠点とな る建築物	200	109	91	79	17	62	62	6	194	97.0%	95.0%
(イ) 不特定多数の者が 利用する建築物	35	30	5	1	0	1	0	2	32	91.4%	
(ウ) 特定多数の者が利 用する建築物	35	21	14	8	0	8	5	3	29	82.9%	
その他の主要施設	21	16	5	0	0	0	0	3	19	90.5%	
<b>合計</b>	291	176	115	88	17	71	67	14	274	94.2%	

※⑥：国の耐震化率の算出方法より推計 (P29 参考資料 4 参照)

## 第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

### (1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震診断および耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本方針とします。

### (2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対して、建築物の耐震診断および耐震改修の必要性等についての積極的な普及・啓発を行うと共に、建築物の耐震診断および耐震改修を行おうとする市民を支援する制度の創設に努めます。

#### ●坂井市の補助制度（住宅）

対象となる住宅	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅（但し、2階建てまでの、在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法に限ります。）
耐震診断・補強プラン作成	国・県・市の補助制度の利用により、個人負担10,000円で耐震診断（一般診断：精密な診断に入る一段階手前の診断法で、大地震動での倒壊の可能性を診断するもの）及び具体的な補強プランの提案が原則としてセットで受けられます。なお、過去に耐震診断を受け、補強プラン提案を受けていない人は、補強プラン提案のみでも対象となります。
耐震改修	上記の耐震診断・補強プラン作成を実施した住宅の所有者が希望した場合、全体改修では120万円、部分改修では30万円を限度に改修費の補助が受けられます。

※上記内容については、年度によって内容が変動する可能性があります。

### (3) 安心して耐震診断および耐震改修を行うことができる環境整備

市民が安心して耐震診断および耐震改修を依頼できるように、耐震改修に係る各種相談に応じています。今後も、耐震改修の重要性を周知するための情報提供を積極的に行い、安心して建築物の耐震診断および耐震改修が行える環境整備を図ります。また、耐震化緊急促進アクションプログラム（P31参考資料6）の策定を行い、耐震化を促す取り組みを行っていきます。

### (4) 地震時の総合的な安全対策

#### ①建築物に係る二次的被害\*発生防止への対応

平成17年3月の福岡県西方沖地震や平成28年4月の熊本地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、市では県と連携し被害の発生するおそれのあるものを調査し、その所有者等に必要な措置を講じるよう指導しており、今後も引き続き指導してまいります。その他、建物内に設置されている家具などの地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適切な対策・転倒防止方法を普及啓発してまいります。

## ②地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後の余震等により倒壊ならびに瓦や外壁など建築物の部材等が落下する危険性があり、人命に係る二次的被害が発生する場合があります。被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険（赤）」「要注意（黄）」「調査済（緑）」の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定<sup>※</sup>を実施することが大変重要です。このため、市は判定実施本部等を設置し、県に対し応急危険度判定士の派遣要請を行い、判定士の受入れに必要な体制を整備します。

## ③ブロック塀等の安全対策の推進

平成 30 年度 6 月の大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しており、通学路・避難路沿いにある危険なブロック塀等を対象に、撤去・改修を促進する支援を行っていきます。

### ●坂井市の補助制度（危険ブロック塀等）

対象となる危険 ブロック塀等	通学路に面する高さ 80 c m 以上の倒壊の恐れがあると判断される危険な ブロック塀等
除却	10 万円を限度に除却費の補助が受けられます。

※上記内容については、年度によって内容が変動する可能性があります。

## （５）地震時に通行を確保すべき道路

建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げることで、緊急車両の通行、多数の者の円滑な避難を阻害します。そのため、地震時に優先的に通行を確保すべき道路として、坂井市内を通過している道路（第一次緊急輸送道路）を位置付け、その沿道の建築物の耐震化を推進します。

## （６）優先的に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、法第 14 条第 1 号に規定された「多数の者が利用する特定建築物」のうち地震災害の発生時に災害応急対策の実施拠点や避難所となる公共施設（中でも学校、公民館、病院等）、および昭和 56 年 5 月以前に建てられた木造住宅とします。

市有建築物については、原則として災害応急対策の実施・防災拠点、避難所、その他の順に、重要度、建設年度など諸条件を勘案して耐震診断を行い耐震化に努めていきます。

### 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

#### (1) 想定地震における震度分布の予測

建築物の所有者等に地震時に想定される被害に関する情報を提供し、耐震改修の意識啓発を図るため、市のホームページで「地震ハザードマップ※」「揺れやすさマップ※」「地域の危険度マップ」を公表して市民の地震に対する防災意識の醸成を図っています。また、自主防災組織※が自ら作成する防災マップの取り組みを支援します。

#### (2) 相談体制の整備・情報の充実

市民が耐震化に関する相談を受けられる耐震相談窓口を設置し、専門家による技術的な相談や支援制度に対する相談を行っています。今後も、このような体制を維持し、引き続き市民への情報提供を行います。

表 相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
福井県	土木部建築住宅課 三国土木事務所（建築担当課）	技術的な相談・耐震改修等に係る情報の提供等 (情報の例) ・県の支援制度 ・耐震改修を行う施工者の情報 ・耐震改修の工法の紹介 など
建築関係団体	(一社)福井県建築士会 (一社)福井県建築組合連合会 (一社)福井県建築工業会 (一社)福井県建築士事務所協会 (一財)福井県建築住宅センター	
坂井市	建設部都市計画課	木造住宅耐震化促進事業の制度説明および申込み

#### (3) パンフレット等の作成とその活用

耐震診断および耐震改修を図るため、国、県、関係機関作成のパンフレットを活用すると共に、市独自の事業については新たにパンフレットを作成するなど、市民へ耐震改修の周知を図ります。その他、耐震診断・改修に関する情報を広報紙やホームページに掲載します。

表 パンフレットの一覧

名称	内容	備考
あなたが守る家族の安全	耐震改修の普及啓発	県内全戸に配布(県より)
住まいの履歴書	住宅の維持保全の普及啓発	〃
わが家の耐震診断と補強方法	耐震改修の普及啓発	土木事務所、市、建築団体に配備
木造住宅耐震補強事例集	〃	〃
あなたが住まいの主人公	木造住宅耐震診断促進事業(H17～19実施)の普及啓発	〃

#### (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことにより、別々に行うより安価・短期間で行うことができるなどの利点について普及を図るなど、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を行います。

#### (5) 町内会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講ずることが重要です。そのため、市は、町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど地域住民の意識啓発に努め、活動を支援します。

#### (6) 耐震出張説明の実施

市で開催されるイベント、県が主催する講習会等に出向き、県と連携し、耐震化に係る情報提供を行います。

#### (7) 耐震改修に対する税の特例措置の周知

令和3年12月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられます。また、令和3年度末までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられます。なお、住宅耐震改修特別控除と住宅借入金等特別控除について、いずれの適用条件も満たしている場合には、重ねて適用できます。市では、これらの制度の市民への周知を図るとともに、制度の活用について働きかけていきます。

#### (8) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

過去に木造住宅の耐震診断を実施したが、必要な耐震改修を行っていない所有者等に、補助事業のチラシや現場見学会の案内を送付するなど、フォローアップを実施します。

## 第4章 その他耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

### (1) 市町が定める耐震改修促進計画

本市を始めとする各市町では、平成20年度までに耐震改修促進計画を策定しました。

今後の計画の見直しに際しては、国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を踏まえ、各地域の実情を把握し、耐震化の取り組みや耐震化率の状況を勘案するなど、地域の状況に配慮して見直すものとします。

### (2) 計画の検証

近年、社会情勢は急速に変化するため、それに伴う住宅や特定建築物の建替え等により耐震化の実態が推計と合致しないことが予想されます。また、市が所有する建築物については、行政改革による建築物の統廃合や社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態や活用方法が見直されることが想定されます。このため、本計画は、原則として5年後に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 【 参 考 資 料 】

- 参考資料 1 用語解説
- 参考資料 2 耐震改修促進法改正の概要
- 参考資料 3 国の基本的な方針の概要
- 参考資料 4 国の耐震化率の目標および算出方法
- 参考資料 5 緊急輸送道路ネットワーク計画
- 参考資料 6 国の住宅耐震化の促進に係る新制度

## 参考資料1 用語解説

### 【 耐震基準・新耐震基準 】(P1)

建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が一定以上の耐震能力を持っていることを保証し、建築することを許可する基準で、建築基準法・建築基準法施行令・国土交通省告示等によって定められています。

現在の基準は昭和56年に出来たもので、それまでの基準と区別するために「新耐震基準」と呼んでいます。新耐震基準では、震度5程度の地震においては建築物が壊れないようにすること、震度6程度の地震においては建築物の倒壊を防いで中にいる人の安全を確保することを目的としています。

### 【 東海地震 】(P1)

駿河湾内に位置する駿河トラフで周期的に発生する海溝型地震のことで、マグニチュード8規模の地震が発生して神奈川県から愛知県にかけての広い範囲で強い揺れが起こり、津波による大きな被害も起こることが想定されています。

### 【 南海・東南海地震 】(P1)

プレート境界型地震であり、歴史的に見て100～150年程度の間隔でマグニチュード8規模の地震が発生しています。最近では昭和19年および21年に発生していることから、今世紀前半にも極めて大規模な地震・津波被害が発生する恐れがあるとされています。

### 【 首都直下地震 】(P1)

平成19～48年の間に、70%の確率で関東地方に発生すると予想されている直下型の大地震のことで、マグニチュード7規模の地震発生が想定されています。東海地震や南海・東南海地震などに比べて想定される地震の規模は小さいものの、主要な国家機能や人口が集中しているため甚大な被害になると予想されています。

### 【 中央防災会議 】(P1)

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者および学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行っています。

### 【 耐震改修 】(P1)

地震に対する安全性の向上を目的として、増築・改築・修繕もしくは模様替えまたは敷地の整備等を行って耐震性を強化する補強工事のことです。一般的には、柱・梁・壁・床等を補強して強度を増加させるか、または、建物のねばり強さを増加させる等の方法で建築物の耐震性能の向上を図ります。

## 【 坂井市地域防災計画 】(P1)

災害対策基本法に基づき、市民の生命・財産を守るために取るべき災害対策を規定する計画のことで、坂井市では市町村合併にあわせて平成 19 年 3 月に策定されています。

## 【 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法） 】(P1)

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体および財産を保護するため、建築物の耐震改修促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする法律です。

## 【 地震防災推進会議 】(P1)

平成 17 年 2 月、国土交通大臣のもとに「住宅・建築物の地震防災推進会議」として設置されました。同年 6 月に提言書「住宅・建築物の地震防災対策の推進のために」をとりまとめ、その中では耐震化の目標設定や目標達成のための施策の方向、地震保険の活用方策などについて提言されています。

## 【 耐震診断 】(P1)

地震等の揺れによる建物の被害の大きさや安全性を調査した上で、専門的な構造計算によりそれを数値化して判断することです。建物の形状や躯体の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れ・変形等による損傷具合等を総合的に勘案して判断されます。

## 【建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針】(P1)

P29 参考資料 3 参照

## 【 避難路 】(P1)

避難地またはそれに相当する安全な場所に住民が速やかに避難できるよう道路、緑地または緑道を配置したものです。災害の種類により避難場所・避難路は変わるので、普段からさまざまな災害に対してどのように避難するかを確認しておくことが大切です。

## 【 耐震改修支援センター 】(P2)

平成 18 年 3 月に、国土交通大臣から「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」に基づく機関として指定されており、以下のような事業を行っています。

- ・ 建築物の耐震診断および耐震改修に関する情報および資料の収集、整理および提供。
- ・ 建築物の耐震診断および耐震改修に関する調査および研究。
- ・ 認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証。
- ・ 上記の業務に附帯する業務。

## 【 緊急輸送道路 】(P2)

災害発生時における被災者の避難および被災者の生活を確保する物資輸送等のために利用する路線として指定する道路のことです。

### 【建築物集合地域通貨道路等】(P4)

相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路のことです。

### 【通行障害既存耐震不適格建築物】(P4)

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして一定の高さを超える建築物（通行障害建築物）であって既存耐震不適格建築物のことです。

### 【災害時要援護者】(P9)

災害時における、以下の条件に一つでも当てはまる人を指します。

- ・自分の身に危険が差し迫った時、それを察知する能力がない、または困難な人。
- ・自分の身に危険が差し迫った時、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難な人。
- ・危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難な人。
- ・危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難な人。

### 【二次的被害】(P16)

大地震の発生で直接受ける被害ではなく、大地震による被害に起因して発生する災害のことです。建築物に係る二次的災害としては、余震による家屋・ブロック塀等の倒壊や瓦・外壁の落下、窓ガラスの飛散、家具転倒、エレベータの閉じ込め等があります。

### 【応急危険度判定】(P17)

地震により被害を受けた建築物について、余震等によって倒壊のする危険性や、外壁等の落下の危険性を、あらかじめ判定方法の講習を受けている建築士(応急危険度判定士という。)が調査し、その結果に基づいて建築物の使用が可能かどうか応急的に判定する制度です。この制度は、被災建築物による二次被害を未然に防止することを目的にしています。

### 【地震ハザードマップ】(P18)

「揺れやすさマップ」(地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から、地域の揺れやすさを一般的になじみのある『震度』により評価したマップ)や「地域の危険度マップ」(建築物の構造等の地域の社会的なデータを重ね、地震により引き起こされる被害をより具体的にわかりやすく表したマップ)に避難場所や避難路等の地域の防災情報を重ねた地図の総称です。

### 【揺れやすさマップ】(P18)

平成17年10月19日に内閣府より公表されたもので、地形や地質調査などのデータを基に地震が起きたときの揺れやすさを推計して、地域を1km四方の広さごとに区切って7段階に表示した地図のことです。地震の規模(マグニチュード)や震源からの距離が同じであっても表層地

盤の違いによって揺れの強さは大きく異なる効果を「表層地盤の揺れやすさ」と表現し、全国の表層地盤の揺れやすさを地図として表現しています。

### 【 自主防災組織 】(P18)

自主防災組織とは、地域住民が相互に連携・協力し合い、地域の被害を最小限に抑えること等を目的とした自主的な組織です。

通常時は、防災知識の普及啓発、防災訓練や防災資機材の備蓄・点検等の活動を行い、災害時には、住民の避難誘導、初期消火、負傷者の救出や避難所の運営等さまざまな活動が期待されています。

## 参考資料2 耐震改修促進法改正の概要

### 【平成18年の改正概要】

近年、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震など大規模地震が頻発  
どこで地震が発生してもおかしくない状況

頻発

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生の切迫性  
いつ地震が発生してもおかしくない状況

切迫

中央防災会議「地震防災戦略」

東海・東南海・南海地震の  
死者数等を10年後に半減

地震防災推進会議の提言

住宅及び特定建築物※の  
耐震化率の目標 約75%→9割

※特定建築物：一定規模以上の多数利用の建築物  
(学校、病院、百貨店など)

### (耐震改修促進法の改正のポイント)

#### 計画的な耐震化の推進

○国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

#### 建築物に対する指導等の強化

- 道路を閉塞させる住宅等に指導、助言を実施
- 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加  
(現行の指示等は、百貨店、劇場など不特定多数利用の建築物が対象)
- 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
- 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令

#### 支援措置の拡充

- 耐震改修計画の認定対象※に一定の改築を伴う耐震改修工事等を追加
- 耐震改修支援センターによる耐震改修に係る情報提供等

※耐震改修計画の認定により、耐震関係規定以外の不適格事項が適用されないという、建築基準法上の特例が受けられる。

## 効果

### 地震による死者数・経済被害が減少

東海地震の被害の軽減(耐震化の効果)

死者数 6700人→3200人  
経済被害 11.6兆円減少

東南海・南海地震の被害の軽減(耐震化の効果)

死者数 6600人→2900人  
経済被害 18.8兆円減少

建築物の耐震化により緊急輸送道路や避難路が確保

仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与

## 【平成25年の改正概要】

大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け、耐震改修計画の認定基準の緩和等の所要の措置を講ずる。

### 背景

- ◆ 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割(平成17年:75%)にする目標(「地震防災戦略」(中央防災会議決定(H17)))の達成には、耐震化を一層促進することが必要。(現行の耐震基準は昭和56年6月に導入)
- ◆ 南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視。(南海トラフの巨大地震の被害想定(H24.8内閣府):建物被害約94~240万棟、死者数約3~32万人)

## 建築物の耐震化を加速するため、施策の強化は喫緊の課題

### 改正案の概要

#### ■ 建築物の耐震化の促進のための規制強化

##### 耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等

平成27年末まで



地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

地方公共団体が指定する期限まで



都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物



(※)東日本大震災後のA市役所の損傷状況

(現行制度)

耐震診断結果に基づく耐震改修の促進

耐震改修の指示(従わない場合にはその旨の公表)



倒壊等の危険性が高い場合

建築基準法による改修命令等

##### 全ての建築物の耐震化の促進

○マンションを含む住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設。

#### ■ 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

##### 耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

○新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率、建ぺい率の特例措置の創設。

【新たに認定対象となる増築工事の例】



改修前のバルコニー幅

##### 耐震性に係る表示制度の創設

○耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設。

##### 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

○耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修を行うとする場合の決議要件を緩和。(区分所有法の特例:3/4→1/2)

### (参考)支援措置の拡充

- 住宅の改修・建替え等に対する緊急支援【平成24年度補正予算】  
通常の支援(国11.5%等、地方11.5%等)に加え、30万円/戸を追加支援(国15万円/戸、地方15万円/戸)
- 耐震診断の義務付け対象建築物に対する重点的・緊急的支援【平成25年度予算案】  
耐震診断:国[通常]1/3⇒[緊急支援]1/2 耐震改修等:国[通常]11.5%、1/3⇒[緊急支援]1/3、2/5  
(通常の社会資本整備交付金による国費分を含む助成率。上記の他、社会資本整備総合交付金等を利用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援)
- 耐震改修促進税制(住宅)の拡充【平成25年度税制改正案】

## 住宅・建築物の耐震化を強力に促進

## 参考資料3 国の基本的な方針の概要（平成25年国土交通省告示第1055号）

### 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。
- 所管行政庁は建築物の区分に応じ必要な措置を適切に実施。耐震診断義務付け対象建築物について、耐震診断の実施及び報告の義務について確実に実施。
- 所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める）。また、指導に従わない建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
- 所管行政庁は建築物の耐震改修計画や安全性に係る認定の適切かつ速やかな実施に努める。
- 地方公共団体は耐震診断及び耐震改修に要する所有者等の費用負担の軽減を図るため、助成制度等の整備に努める。
- 相談窓口を設置するなど相談体制の整備及び情報提供の充実。
- 専門家・事業者の育成、資質の向上を図る。
- 地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会による地震防災対策への取組を推進。
- ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策等についても推進。

### 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅の耐震化率及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも90%にすることを目標。住宅については平成32年までに少なくとも95%にすることを目標。

### 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 既存の建築物について技術指針事項に基づいて現行耐震関係規定に適合しているかどうか調査し、必要な改修を行うことが基本。

### 4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発及び知識の普及を推進。

### 5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 都道府県耐震改修促進計画に関する基本的な事項。
- 都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定。
- 耐震改修等の目標を策定。特に庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表に取り組むとともに耐震化の目標を設定。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、災害時の拠点施設を連絡する道路など、重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべき。
- 詳細な地震防災マップの作成、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発及び知識の普及、町内会等との連携策等について記載。
- 建築基準法の規定による勧告・命令等の実施。
- 全ての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県耐震改修促進計画に基づき、地域固有の状況に配慮して策定。

## 参考資料4 国の耐震化率の目標および算出方法

### ①耐震化率の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、耐震化率の目標を次のとおり定めています。

建築物の用途・分類	現 状 (※) (平成30年度)	目 標 (令和 7年度)
住 宅	87%	耐震性の不足するものをおおむね解消
多数の者が利用する特定建築物	89%	—
耐震診断義務付け対象建築物	—	耐震性の不足するものをおおむね解消

出 典：国土強靱化 年 次 計 画 2020

### ②耐震化率の算出方法

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅および多数の者が利用する特定建築物の現状の耐震化率を推計する方法が示されており、これまでの耐震診断の実施結果によると、耐震性を有する結果となる割合は下記ようになります。

これを踏まえ、耐震診断が未実施で、耐震性が確認されていない旧耐震基準により建築された建築物数に、用途毎の下記の割合を乗じて、耐震性を有している建築物を推計し、耐震化率を推計します。

#### <住宅>

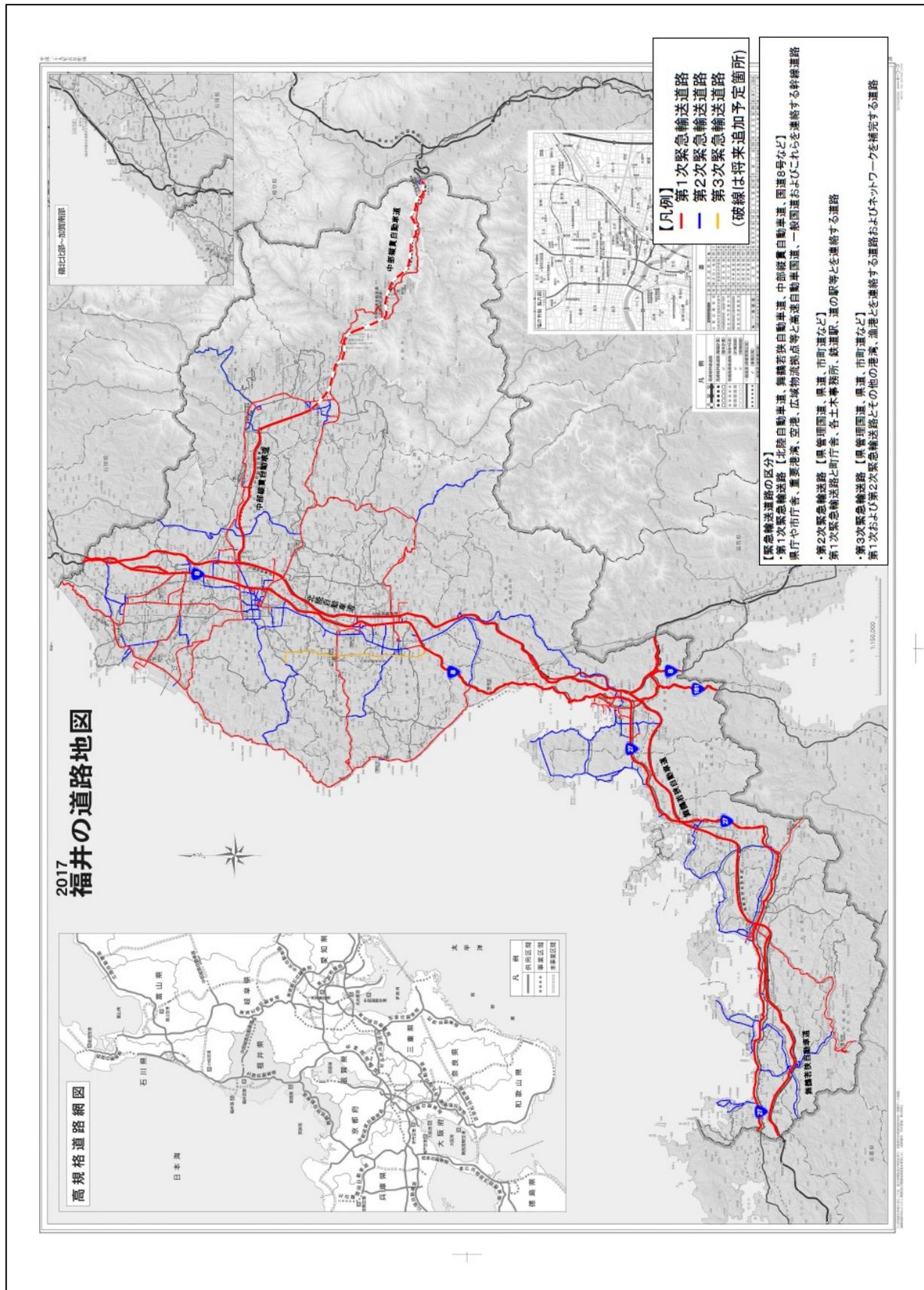
- ・戸建て住宅 … 33.5%
- ・共同住宅 … 70.6%

#### <特定建築物>

- ・学校 … 29.8%
- ・病院・診療所 … 42.1%
- ・社会福祉施設 … 44.6%
- ・ホテル・旅館等 … 35.8%
- ・店舗・百貨店 … 47.8%
- ・賃貸共同住宅 … 76.0%
- ・その他 … 49.6%

# 参考資料 5 緊急輸送道路ネットワーク計画

(出典：福井県地域防災計画（資料編）（令和2年3月）)



## 参考資料 6 国の住宅耐震化の促進に係る新制度

### ①住宅の耐震化を総合的に支援するメニューの創設

住宅の耐震化に向け積極的な取組みを定めた「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定して実施する地方公共団体に対し、補強設計および耐震改修を総合的に支援する制度が平成30年度に創設されました。

### ②住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

耐震化を促進する取組みを規定し、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握・検証・公表し対策を進めていきます。

#### <耐震化を促進する取組>

- ・戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
- ・耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ・改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者への接触が容易となる取組
- ・耐震化の必要に係る周知・普及